

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊交企第482号

令和2年11月25日

飲酒運転防止に係るアルコール依存症対策推進要領の制定について（通達）

**【概要】**

本通達は、飲酒運転の再犯防止を図るために、交通違反や交通事故の取扱い等において特に飲酒運転の違反者かつアルコール依存症の疑いがある者に対し、熊本県及び熊本市の相談機関と連携して必要な措置を講ずる事務を制定し、関係警察署に対し、その事務処理要領について示したものである。